

瀬戸市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 1 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 2 0 号

瀬戸市消防団規則の一部を改正する規則

瀬戸市消防団規則(昭和 4 2 年瀬戸市規則第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(災害出動の規則) 第 1 2 条 消防団は、消防長又は消防署長の命令が <u>無い場合は市の区域外の水火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、別に定める消防相互応援協定に基づく出動区分に従い出動する場合は、この限りでない。</u> 別表第 1 (第 4 条関係)		(災害出動の規則) 第 1 2 条 消防団は、消防長 <u>または消防署長の承認を得ないで</u> 市の区域外の水火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、別に定める消防相互応援協定に基づく出動区分に従い出動する場合は、この限りでない。 別表第 1 (第 4 条関係)	
名称	区域	名称	区域
<省略>		<省略>	
東明分団	<u>塩草町(98番の区域を除く。)</u> 太子町 新明町 小空町 東明町 西窯町 中畑町 赤津町 窯元町 針原町 長谷口町 八王子町 白坂町 西白坂町 中白坂町 北白坂町 東白坂町 南白坂町 凧山町 巡間町 惣作町 鐘場町 門前町 西山路町 山路町 東山路町 上山路町 東拝戸町のうち84番及び86番から99番までの区域	東明分団	<u>塩草町(98番及び104番から356番までの区域を除く。)</u> 太子町 新明町 小空町 東明町 西窯町 中畑町 赤津町 窯元町 針原町 長谷口町 八王子町 白坂町 西白坂町 中白坂町 北白坂町 東白坂町 南白坂町 凧山町 巡間町 惣作町 鐘場町 門前町 西山路町 山路町 東山路町 上山路町 東拝戸町のうち84番及び86番から99番までの区域
祖母懐	南仲之切町 蛭子町 祖母懐町 陶	祖母懐	南仲之切町 蛭子町 祖母懐町 陶

分団	生町 西郷町 仲郷町 一里塚町 中山町 川合町 春雨町 上ノ切町 秋葉町 東茨町 陶栄町 東本町 1丁目 東本町2丁目 萩殿町1丁 目 萩殿町2丁目 萩殿町3丁目 萩殿町4丁目 萩殿町5丁目 <u>塩草 が丘1丁目 塩草が丘2丁目 塩草 が丘3丁目 塩草が丘4丁目 塩草 町のうち98番の区域</u> 菱野台3丁 目 萩山台1丁目 萩山台2丁目 萩山台3丁目 萩山台4丁目 萩山 台5丁目 萩山台6丁目 萩山台7 丁目 萩山台8丁目 萩山台9丁目	分団	生町 西郷町 仲郷町 一里塚町 中山町 川合町 春雨町 上ノ切町 秋葉町 東茨町 陶栄町 東本町 1丁目 東本町2丁目 萩殿町1丁 目 萩殿町2丁目 萩殿町3丁目 萩殿町4丁目 萩殿町5丁目 菱野 台3丁目 萩山台1丁目 萩山台2 丁目 萩山台3丁目 萩山台4丁目 萩山台5丁目 萩山台6丁目 萩 山台7丁目 萩山台8丁目 萩山台 9丁目 <u>塩草町のうち98番及び1 04番から356番までの区域</u>
<省略>		<省略>	

附 則

この規則は、令和5年9月16日から施行する。

